

2009年10月26日

大阪大学学長
鷺田 清一殿

大阪大学箕面地区教職員組合
執行委員長
萬宮 健策



2009年度第1回団体交渉の申し入れ書

下記事項にかかわる団体交渉を申し入れます。
なお、交渉日程、交渉会場については、事前に当組合宛 (union-oum@union-oufs.jp)
に提案いただきますようお願いいたします。

1. 鷺田総長名文書「教員の定年年齢の引き上げについて」(9月18日付け) について

とりわけ標記文書のうち「教員の定年延長の実施に係る対応方針」第4項(63歳時点で勤続35年を超えていない場合)と第6項(第3期中期計画開始時の64歳、65歳の給与額が55歳時の給与額を下まわった場合)は、旧大阪外国語大学からの承継教員に労働条件の不利益変更が生じる。

この件についての説明を求める。

2. 月岡理事名文書「平成21年人事院勧告(給与法改正)等への大学の対応方針について」(10月19日付け) について

大阪大学箕面地区教職員組合は6月5日の団体交渉の場で「平成21年6月期賞与の支給基準」に反対であり、大阪大学当局の措置に抗議を表明している。標記文書では、さらに「12月期賞与」と基本給月額(平均0.2%)引き下げ等を企図している。平成20年3月に施行された「労働契約法」第9条では「使用者は、労働者と合意することなく、就業規則を変更することにより、労働者の不利益に労働契約の内容である労働条件を変更することはできない」と定めている。

- ① 平成21年人事院勧告に基づく支給切り下げをおこなわないこと。
- ② 就業規則を変更することにより不利益変更を実施する場合は、労働契約法第10条に基づき合理性の説明をおこなうこと。

3. 月岡理事名文書「特例職員制導入に伴う、今後の雇用等についてのお知らせ」(10月26日付け) について

労働条件の変更を伴う標記提案について、説明を求める。